別表第一（第三条及び第四条関係）

（略）	（略）
船員法（昭和二十二年法律第百号）	第十八条第一項第一号（船舶国籍証書及び船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第九条第一項第一号に掲げるものの備置きに限る。）、第五十八条の二、第六十七条第三項、第百条の八、第百条の十九第一項及び第百条の二十七
（略）	（略）
建設業法（昭和二十四年法律第百号）	第二十六条の十三第一項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）	第二十四条の四第二項
（略）	（略）
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）	第三十二条第十一項及び第八十四条第一項
（略）	（略）
放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）	第四十一条の二十において準用する第四十一条の七第一項及び第四十一条の十三
（略）	（略）
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）	第三十一条第九項及び第百三十四条第一項
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）	第九条の十四第一項、第九条の二十、第十六条第一項及び第三項、第十七条の四第一項、第三項及び第四項、第十九条の八（国際大気汚染防止原動機証書の備置きに限る。）、第十九条の二十一の二、第十九条の二十九（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の備置きに限る。）、第十九条の三十五の四第三項、第十九条の四十五並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九

別表第一（第三条及び第四条関係）

（略）	（略）
船員法（昭和二十二年法律第百号）	第五十八条の二、第六十七条第三項、第百条の十九第一項及び第百条の二十七
（略）	（略）
建設業法（昭和二十四年法律第百号）	第二十六条の十二第一項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）	第二十四条の三第二項
（略）	（略）
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）	第八十四条第一項
（略）	（略）
放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）	第四十一条の二十において準用する第四十一条の十三
（略）	（略）
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）	第百三十四条第一項
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）	第九条の十四第一項、第九条の二十、第十六条第一項及び第三項、第十九条の二十一の二並びに第十九条の三十五の四第三項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九